新潟市立学校 学校評議員設置要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、新潟市立学校管理運営に関する規則第26条の3に規定する学校評議員(以下「評議員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2条 学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していくため、広く意見を求めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第 3条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について個人の責任において意見を述べるものとする。
 - (1) 学校の教育目標及び教育活動に関すること。
 - (2) 学校、家庭及び地域社会の連携に関すること。
 - (3) 児童・生徒の健全育成や事故防止に関すること。
 - (4) その他校長が必要と認めること。

(組織)

第 4条 各学校の評議員は13名以内で組織する。

(委嘱)

第 5条 評議員は、当該学校の職員以外の者で学校教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、 校長が推薦・委嘱し、教育委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

(任期)

- 第 6条 評議員の任期は、委嘱の日から1年とし、再任は妨げない。ただし、当初の選任より3年を限度とする。
- 2 校長は、特別の事情があるときは、任期満了前に評議員の委嘱を解くことができる。その場合は、必ず委員会へ届け出ることとする。
- 3 評議員に欠員が生じた場合は補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。 (意見聴取の方法)
- 第 7条 校長は必要に応じて評議員から個別に意見を聞くものとする。また、評議員を招集し、会議をも つことができる。

(守秘義務)

- 第 8条 評議員は、評議員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評議員を退いた後も同様とする。 (報酬等)
- 第 9条 評議員には報酬及び旅費は支給しない。

(その他)

第 10条 学校運営協議会を設置する学校は、学校運営協議会委員の任命をもって、評議員に代えることができる。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。